

重要事項説明書

認定こども園 聖母マリアこども園

認定こども園 聖母マリアこども園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供にあたり、認定こども園聖母マリアこども園が説明すべき内容は次の通りです。この重要事項はお子様が卒園されるまで有効とします。

1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人フランシスコ第三会マリア園
事業者の所在地	〒943-0834 新潟県上越市西城町2丁目3番12号
事業者の連絡先	電話 025-523-6006
代表者氏名	理事長 伊能 哲大

2. 利用施設

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	認定こども園 聖母マリアこども園							
所在地	〒942-0081 新潟県上越市五智1丁目5番3号							
連絡先	電話番号:025-543-4363 F A X 番号:025-543-4399 ホームページ: http://www.seibohoikuen.jp/ メールアドレス:naoetsu_seibo@nifty.com							
施設長氏名	廣瀬 文子							
開設年月日	令和4年4月1日							
対象児童	保育を必要としない満3歳以上の園児:1号認定 保育を必要とする満3歳以上の園児:2号認定 保育を必要とする満3歳未満の園児:3号認定							
利用 定員 90名	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	0人	3人	3人	4人	10人
	2号・3号	3人	15人	12人	12人	17人	21人	80人
	合計	3人	15人	12人	15人	20人	25人	90人

3. 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1615.730㎡
	園庭	406.710㎡
園舎	構造	鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建て
	延べ	542.290㎡ 教会部分 34.55㎡

(2) 設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	(てんし組:0 歳児クラス)
ほふく室・乳児室	1 室	(ひかり組:1 歳児クラス・てんし組:0 歳児クラス)
保育室	4 室	(にじ組:2 歳児クラス、そら組:3 歳児クラス、 つき組:4 歳児クラス、ほし組 5 歳児クラス)
遊戯室、ホール	1 室	
調理室	1 室	
調乳室	1 室	園舎内・
医務室	1 室	教会の一室

4. 施設の目的・運営方針

認定こども園聖母マリアこども園（以下「本園」という）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものとしします。

子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行うことを目的としします。

本園は、新潟県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、その他関係法令を遵守し運営するものとしします。

5. 提供する特定教育・保育

本園は、幼保連携型こども園教育・保育要領（平成 30 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省厚生労働省告示第 1 号の改定）に基づく特定教育・保育の提供を行います。

(1) 理念

- ・カトリックの精神に基づいてすべてのものを愛し、信じる心と健全な成長・発達の育成に努める。
- ・地域に愛され信頼される子育ての拠点となるように努める。

(2) 教育・保育方針

- ・愛情あふれる環境の中で人を愛し、信じる心を育てる。
- ・さまざまな遊びや経験を通し、健やかな体と感性あふれる心を育てる。
- ・たくさんの友だちとの関わりの中で学び合い、育ちを支える。
- ・自然や命の尊さ、大切さを知り、すべてのものを大事にする心を育てる。

(3) 教育・保育の目標

- ・愛と感謝の心を持ってお祈りをする子ども
- ・健康な子ども
- ・善悪のけじめのわかる子ども
- ・お互いにいたり助け合える子ども
- ・自然を大切にする子ども
- ・創造性と情緒豊かな子ども

(4) 教育・保育の内容

- ・発達の連続性を考慮し、0歳から小学校就学前までの一貫した特定教育及び保育を提供します。
- ・各年齢の発達に合わせた教育及び保育計画を作成し、健康・安全の確保、遊びを中心とする主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるようにします。

- ① 宗教指導主事による宗教道徳教育
- ② 外部講師による体操指導等を行います。

(5) その他

① 食事【安心・安全な自園調理】

- ・3歳未満児：午前間食・給食・午後間食・・・完全給食
- ・3歳以上児：給食・午後間食・・・主食が必要
- ・食物アレルギー食に対応します：医師の指示書が必要です。
延長・預かり保育【認定により利用時間が異なります】
- ・勤務時間・通勤時間を合わせた時間帯で利用が可能です。

② 登降園について

- ・お迎えの時間や人がいつもと違う場合は、お知らせください。
小学生のお迎えはお渡しできません。
- ・駐車場内では徐行し、お子さんから目を離さず乗り降りをしてください。
車から離れる場合、必ず施錠し貴重品を車内に置かないように気を付けてください。
- ・お子さんと必ず手をつないで登降園してください。

③ 保護者に対する子育て支援

- ・子どもの利益を最優先に家庭と連携して子どもの育ちを支えとともに保護者の子育てを支援します。
- ・子育て相談を受けています。

④与薬について

- ・園で薬を飲ませることは原則禁止とされていますが、医師が処方した薬のみ、保護者の代わりに飲ませることができます。
- ・誤飲や事故を防ぐために「薬の与薬票」に必要事項を記入し、必ず職員に手渡しをしてください。
- ・薬は1回分だけ預かります。
- ・直接薬の袋にクラス、名前、日付を記入してください。
- ・長期間薬の服用が必要な場合、別紙がありますのでご相談ください。
- ・座薬・市販の薬・解熱剤はお預かりできません。

⑤感染症対策について

（厚生労働省の「保育園における感染症対策ガイドライン」より）

⑥本園は、感染症が蔓延しないように必要な対策を行っています。

- ・感染症の診断を受けた場合は本園に報告をしてください。登園する際は、医師の登園許可の他、お子さんの体調などを考慮してください。
- ・感染症が発生した場合は、掲示板、メール配信でお知らせします。
- ・同居家族が感染症に罹患した場合、ほかの子どもに感染する恐れがあると園長が判断した場合、出席停止等の対策をとることもあります。

子どもがかかりやすい病気

病 名	おもな症状	登園停止の期間
インフルエンザ	高熱（39～40℃以上）が3日から4日続く。関節痛、筋肉痛・全身のだるさ	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった後3日間経過するまで
水痘（水疱瘡）	かゆみを伴う水泡が全身に出る。一度感染すると体内にウィルスが潜伏し再発時は、帯状疱疹となる	すべての水泡がかさぶたになるまで
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み、舌が赤く腫れる（イチゴ舌）全身に赤い発疹が出る	抗生物質の服用後、24時間経過するまで
水いぼ	丸くて硬いいぼ。何か月もかかって全身に広がっていく。人によっては軽度のかゆみがある	休む必要はない
アデノウイルス（咽頭結膜炎）	高熱、のどの痛み、結膜炎など	症状が治まり2日間経過するまで
RSウイルス感染症	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状がみられる 低年齢の子どもが感染すると気管支炎、肺炎になりやすい	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで
とびひ	傷や虫刺されの部分搔いて菌が付きジュクジュク状態になる ほかの部位につくと同じ状態に広がる	主治医の判断に従う
ヒトメタニューモウイルス	発熱、鼻水、咳、呼吸困難などの症状がみられ低年齢の子どもが感染すると気管支炎、肺炎になりやすい	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス・ロタウイルス）	おもな症状は嘔吐や下痢 症状が悪化すると脱水症状を合併する	症状が治まり普段の生活ができるようになるまで

⑦ ホームページについて

・本園は、ホームページ等で情報公開をしています。ブログ等でお子さんの顔が載る場合があります。(個人情報使用同意書を提出していただいています。)

⑧ 写真の注文について

・本園では、園内や行事等で撮影した写真を購入していただいています。
(1枚 50 円程度)、行事(卒園記念写真)は業者が撮影し(1枚 1,000 円程度)です。写真代は園で集金した後、保護者会の通帳に入金しています。
通帳は保護者会会計が管理しています。

⑨ 変更届の提出について

・就業や住所、家庭の状況等に変更がありましたら、速やかに園に連絡してください。

⑩ 欠席連絡について

・給食の準備がありますので 9 時までにコミュなびでお知らせください。

6 利用終了に関する事項

本園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了します。

- (1) 1 号認定園児及び 2 号認定園児が小学校就学の始期に達したとき
- (2) 3 号認定の園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 保護者から退園の申し出があったとき(退園希望月の 1 か月前に退園届提出)
- (4) 利用料負担額の支払いが 3 か月以上遅延し、施設からの期間を定めた勧告にも関わらず支払われない場合
- (5) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

7 開園時間及び休園日

(1) 開園時間：月曜日から金曜日は 7 時から 19 時まで

：土曜日は 7 時 30 分から 16 時まで

(2) 教育・保育時間と預かり・延長保育は下記の通りとします。

認定		教育・保育時間	預かり・延長保育	預かり・延長保育
1 号	教育標準時間認定	8:30~15:30	8:00~8:30	15:30~18:00
2 号	標準時間認定	7:00~18:00		18:00~19:00
3 号	短時間認定	8:00~16:00		16:00~19:00

※ 延長・預かり保育の利用(30 分 100 円)にあたっては別途、利用者負担が必要になります。
翌月初めに集金袋を配布します。

(3) 休園日

認定	休 園 日
1 号	土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に定める休日・年末・年始 夏期休業日：8 月 12~16 日 学年末休業日：3 月 30 日~31 日
2・3 号	日曜日・国民の祝日に関する法律に定める休日・年末・年始

8 職員体制（令和8年6月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1人	1人	人	園務をつかさどり職員を監督する
副園長	0人	0人	人	
主幹保育教諭	2人	2人	人	園児の教育・保育計画の立案・子育て支援
保育教諭	19人	17人	2人	園児の教育・保育・延長保育・預かり保育
事務職員	1人	1人	人	事務、発注、業者対応
栄養士	1人	1人	人	離乳食、幼児食に係る献立作成
調理員	2人	2人	人	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動
保育補助	3人	3人	人	保育教諭の補佐、延長保育・園内外の清掃
保育園士	1人	1人		保育教諭の補佐、園内外の整備など
宗教指導主事	1人		1人	カトリック精神について指導・助言
学校内科医	1人		1人	内科健診（年2回）
学校歯科医	1人		1人	歯科検診（年2回）
学校薬剤師	1人		1人	環境衛生の検査、健康相談、保健指導等
外部講師	1人		1人	体操教室指導（コスモ）課外活動あり

※保育教諭とは幼稚園教諭 1種・2種免許のいずれかと保育士資格の両方所持した者

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

認定こども園に伴う手続きについて

▼ 2号3号認定・・・市が認定と保育料算定後、園と直接契約

- (1) 「支給認定申請書」を提出していただきます。
- (2) 市が給付認定（標準時間・短時間保育認定）・保育料算定（未満児）を行います。
- (3) 保護者は園と直接契約となります。
- (4) 園が保育料を直接徴収するためゆうちょ銀行での手続きが必要となります。

▼ 1号認定・・・市が認定、園と直接契約

先着順・・・定員オーバーの場合はお断りすることがあります。

（口座振替） ゆうちょ銀行口座引落とし・・・引落手数料は保護者負担になります。

・3～5歳児：保育料無償のため副食費（5,500円）

・2歳児で満3歳になり1号認定に変更した場合

副食費5,500円と主食を希望する場合主食費500円が掛かります。

・0・1・2歳児：保育料（市の算定による）・・・給食費は含まれています。

（支払い期日等）保育料・副食費：毎月末日（土・日に係る場合は前日に変更します）

【教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担】（令和 6 年 4 月 1 日現在）

項 目	内容・負担を求める理由・目的	金 額
1号・2号認定園児に係る副食費	副食費：3, 4, 5 歳児 ：2 歳児クラスで 1 号認定を受けた園児 ※国・上越市の減免制度があります。	1 食 275 円 月額 5,500 円
主食費	主食費：2 歳児クラスで 1 号の認定を受け主食を希望した園児	月額 500 円
3号認定園児に係る保育料	上越市が保護者の所得を基に算定した保育料 ※以下の世帯については負担軽減があります。 ・多子世帯 ・ひとり親世帯 ※以下の世帯については第 1 子から無料です。 ・生活保護世帯 ・ひとり親世帯で市町村民税非課税世帯	保護者の所得による算定額
障害保険	園の管理下で怪我をした時の保険 日本スポーツ振興センターと契約	年額 240 円
行事費	遠足・お泊り保育等にかかる費用	随時実費を徴収
教育・保育用品代	制作用品・紅白帽子・箸・誕生カード・氏名印 クリアケース・育児日記・連絡ノート・光の子	随時実費を徴収
制服代	集金後、業者に支払います。	個々注文による
絵本代	教育・保育に使用。年齢に合わせた物を選定。	月額 600 円以内

【預かり・延長保育の自己負担】

預かり保育料	1号認定園児が利用した料金	30 分 100 円
延長保育料	2・3号認定園児が利用した料金	30 分 100 円

※ 1号認定を受けて保護者の就労時間が 48 時間以上の場合、申請書を提出後、
新 2 号として 1 日 450 円、月 11,300 円以内の無償となる制度があります。

【園で集金後、保護者会会計に納入されるもの】

項 目	内容・負担を求める理由・目的	金 額
保護者会費	行事（運動会・クリスマス会等）お土産代等	0～4 歳 350（月）
	年長組 卒園記念品代等含む	5 歳 400 円（月）
写真代	園内スナップ写真	1 枚 50 円
	業者撮影（卒園記念写真）	大判 1,000 円程度

※ 領収印をもって領収したものとし、年度末に集金袋を返却いたします。

9 学校医

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	塚田こども医院
医院長名	塚田 次郎
所在地	新潟県上越市栄町2丁目2番25号
電話番号	025-544-7777

(2) 学校歯科医

医療機関の名称	あおの歯科診療所
医院長名	塚本 光
所在地	新潟県上越市青野243-1
電話番号	025-520-8446

(3) 学校 薬剤師

名称	柏崎扇町薬局
薬剤師名	久保田 友也
所在地	新潟県上越市上源入634-3
電話番号	025-546-7716

10 緊急時における対応方法

- ・教育・保育の提供中に園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族に連絡をするとともに園医・かかりつけ医に相談するなどの措置を講じます。
- ・教育・保育の提供中により事故が発生した場合は、幼児保育課及び保護者に連絡するとともに必要な措置を講じます。
- ・園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- ・保護者と連絡が取れない場合、子どもの安全を再優先させ、本園の判断で対処します。

本園は、「一斉メール配信システム(コミュナビ)」を導入しています。
緊急時対応と園からのお知らせや情報等を配信するときに利用しています。
保護者からは、欠席・遅刻・早退・給食の喫食の有無などが配信できますので必ず登録をお願いします。

11 非常災害対策

防火管理者	廣瀬 文子
消防計画届出年月日	令和3年4月9日
避難訓練	・非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、職員に周知する。 ・避難及び消火・不審者を想定した訓練を毎月1回実施する。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	地域の避難場所：国府小学校 ・地震・津波：認定こども園五智保育園・国府小学校 ・火災：毘沙門公園 ・水害：教会2階
緊急時の連絡手段	電話、専用メールでの連絡・情報提供 等

【管轄する消防署】

消防署名	上越地域消防事務組合上越消防署
所在地	新潟県上越市大字藤野新田330-1
電話番号	025-544-0119

【管轄する警察署】

警察署名	上越警察署 ・ 直江津駅前交番
所在地	新潟県上越市大字藤野新田1172
電話番号	025-521-0110

12 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	渡辺 直美	主幹保育教諭
相談・苦情解決責任者	廣瀬 文子	園長
第三者委員	金谷 芳徳	薬局経営 025-520-9838
	井澤 ますみ	民生児童委員 025-543-3878

【要望・苦情等への対応方法】

- ・要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。
- ・要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市及び法人本部に報告をします。

13 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険（損害保険ジャパン株式会社）
保険の内容	被害者対応・事故対応
保険金額	身体 5 億円、財物 1 千万円 生産物 身体 3 億円 財物 3 百万円
保険の種類	傷害保険（スポーツ振興センター） 事故・疾病など

14 守秘義務及び個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法律に基づき別に定める個人情報保護に対する基本方針及び情報管理規定により個人情報の保護に努めます。

・特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

・個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

- (1) 入園に関する業務
- (2) 保護者との連絡に関する業務
- (3) 園児の保育に関する業務
- (4) 園児の記録管理に関する業務
- (5) 園児の健康状態把握に関する業務
- (6) 小学校就学時、情報提供及び要録提出
- (7) 園から発信する園だより、クラスだより、ブログ等に掲載

15 虐待対応

本園は、児童虐待防止法を遵守します。

1. 子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2. 保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、こども家庭センター・児童相談所等適切な機関に通告します。